

運営方針

- ◆事業者は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。
- ◆事業の実施に当たっては、障害児の保護者の必要な時に必要な指定放課後等デイサービスの提供ができるよう努めるものとする。
- ◆事業の実施に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、通所給付決定保護者の所在する市町村、その他の指定通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- ◆第三項のほか、児童福祉法及び指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例に定める内容の他、関係法令等を遵守し、指定放課後等デイサービスを実施するものとします。

みゆ～みゆ～職員行動指針

放課後等デイサービスみゆ～みゆ～は、職員一人ひとりが組織の一員として、自らの行動に責任と自覚を確立するため、職員行動指針を定め、事業所内外に示します。

すべての職員は、この行動指針の遵守に努めることとし、殊に管理・監督する立場にある者は、自らが模範となるよう率先して実行に努めます。

1. 社会的ルール遵守の徹底

みゆ～みゆ～職員は、関係法令、法人の定めた諸規定はもとより、法人の理念や社会的ルールの遵守を徹底します。

2. 環境保全・安全衛生の推進

みゆ～みゆ～職員は、地球的規模の環境破壊が進む中で、その抑止に日頃から関心を持ち、取り組みます。利用者や地域の方と共に職場及び地域の環境保全と安全衛生に積極的に取り組みます。

3. 社会連帯の推進

みゆ～みゆ～職員は、利用者・地域の人々と地域づくりの主体者として連帯性を強め、地域全体を視野に入れ、地域づくりのネットワークを拡げます。

4. 人権の尊重

みゆ～みゆ～職員は、障がいの有無にかかわらず、互いの個性や違いを積極的に認め合い、一人ひとりが平等であるという考えのもと行動します。

5. プライバシー・個人情報の保護と管理

みゆ～みゆ～職員は、個人情報保護法等に基づき、個人情報の適正な取り扱いを行い、プライバシーの保護に努めます。

6. 説明責任の徹底

みゆ～みゆ～職員は、利用者やその家族、地域の理解と信頼を高めるために地域とのコミュニケーションを図ると共に、適切な情報開示、情報提供に努め、説明責任を果たします。

7. 危機管理の徹底

みゆ～みゆ～職員は、定期的に危機管理会議を行い、情報の共有や、辞令の検討を重ね、常に安全性に配慮したサービスの提供と事故防止に努めます。